

World Class Beauty Club「WCB CLUB」 会員規約

この会員規約(以下「本規約」)は、World Class Beauty Academy(WCBA) (以下「当アカデミー」)が運営する World Class Beauty Club(以下「当クラブ」)と、World Class Beauty Club 会員(以下「会員」)との関係に適用し、また会員の心得、規範を明確にしています。World Class Beauty Academy 運営事務局(以下「WCBA 運営事務局」)では、World Class Beauty Club 会員(以下「会員」)入会の申込をいただいた時点で、本規約を承認したとみなします。

第 1 章 総 則

(会員規約の適用)

第 1 条 当アカデミーは、会員との間に本規約を定め、これにより当クラブの運営を行います。また、当アカデミーが随時発表する諸規定も、本規約の一部を構成します。

(会員規約の変更)

第 2 条 当アカデミーは、自らが円滑な運営のために必要と判断した場合、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更することができます。変更後の会員規約については、当アカデミーの サイト上への掲載、電子メール、書面その他当アカデミーが適切と判断する方法により通知した時点から、その効力を生じます。

(用語の定義)

第 3 条 本規約において使われる用語については、次の各項に定義します。

- 1) 会員とは、当クラブ会員の総称です。
- 2) 書面とは、当アカデミーが指定した書式による文書、または任意の書式による文書(電子書面を含みます)をさします。また、入会時に登録している電子メールアドレスからの発信による WCBA 運営事務局への通知、連絡も書面と認められます。

第 2 章 入会申込等

(入会申込)

第 4 条 当クラブへの入会の申込をする方は、当アカデミーが別に定める入会金、年会費を払込み、入会申込書に必要事項を記入して、WCBA 運営事務局に提出することとします。

(入会申込の拒絶等)

第 5 条 当アカデミーは、入会申込者が次の各項に該当する場合、入会を認めない場合があります。

- 1) 入会申込書に偽名を含む虚偽の事項を記載した場合
- 2) 入会申込者が本規約に反するおそれのある場合
- 3) その他、前各項に準ずる場合で、当アカデミーが入会を適当でないと判断した場合

(会員資格有効期限)

第 6 条 会員資格有効期限は次の各項に定めます。

- 1) 会員の有効期間は、申込登録日の翌月 1 日から起算し 1 年間とします。
- 2) 会員は本条 1 項の申込登録月をもって次回年度からの更新月とします。
- 3) 会員の継続更新の場合は、会員が第 7 条に定める会費を納付する事により有効期限から 1 年の期間を延長できるものとします。
- 4) 継続更新猶予期限は、有効期限から翌月末日までとし、会員の継続更新ができるものとします。

(会員の種類・入会金・年会費)

第7条 会員の種類、入会金、年会費、資格および特典は、次の通りです。

1) 会員の種類

一般会員

卒業生会員

2) 入会金・年会費

入会金 3,000 円

年会費 10,000 円

一般会員から卒業生会員への移行には、当アカデミーの定める所定の移行申込登録手続きを必要とし、移行申込登録日の翌月1日より卒業生会員の資格を得られるものとします。会員名称が変更すると共に、会員特典が変更されますが、入会金及び年会費は変更無く継続されます。

3) 入会資格

一般会員：当クラブの趣旨にご賛同いただける個人の方

卒業生会員：当クラブの趣旨にご賛同いただける個人の方で、かつ当アカデミーのアドバンスクラスを卒業された方。

4) 会員特典

一般会員：会員向け各種イベント・セミナーへの優先案内、優待、メールマガジンの配信等

卒業生会員：一般会員の全ての特典、および卒業生会員向けイベント、セミナーへの優先案内、優待、グループ SNS への招待、「ワールドクラスビューティニスタ」の称号付与し、当アカデミーの名刺を付与。希望者は有料にて同名刺の追加作成も可能とします。

第3章 入会申込記載事項の変更等

(会員の氏名及び名称等の変更)

第8条 会員は、その氏名、名称、住所、電話番号、電子メールアドレス等に関する事項に変更があったときは、速やかにその旨を WCBA 運営事務局に通知する必要があります。

1) 前項の規定による変更通知の不在によって、当アカデミーからの会員への通知、連絡、書類等が遅延または不達になったとしても、当アカデミーはその責を負わないものとします。

第4章 会員資格の喪失

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人の死亡、又は正会員である団体が消滅したとき
- (3) 会費を滞納し、且つその督促に応じなかったとき
- (4) 会員資格を解除されたとき
- (5) 6条に定める更新の手続きを行わなかった時

(退会)

第10条 当クラブを退会しようとする場合は、退会届を WCBA 運営事務局に届け出て退会することができます。

(会員資格の停止・解除)

第11条 当アカデミーは、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員に対し事前に通知及び勧告することなく、当該会員の資格を停止または解除することがあります。

- (1) 会費が支払われないとき
- (2) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
- (3) 当アカデミー、当クラブ、他の会員または第三者の商標権、特許権、意匠権、著作権、その他財産、プライバシーを侵害した場合またはそのおそれのある行為をした場合
- (4) 当アカデミー、当クラブ、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき

- (5) 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- (6) 当アカデミー、当クラブ、会員または第三者の名誉または信用を失墜させる行為があったとき
- (7) 本規約に違反した場合
- (8) その他、当アカデミーが会員として不適当と判断した場合

(拋出金品の不返還)

第 12 条 一度払い込まれた会費及びその他の拋出金品は返還しません。

第 5 章 会員資格有効期限終了に伴う措置

(措置)

第 13 条 会員資格有効期限が過ぎ、当アカデミーからの通知のあとも、当アカデミーが当該会員の更新の意思及び会費の払込みを確認できず、会員資格の更新がなされない場合、またはその他の事由によって当該会員の会員資格が失われた場合は、会員資格に基づく権利の行使を停止し、当アカデミーに対し債務があった場合は速やかに精算することとします。

第 6 章 禁止行為

(禁止行為)

第 14 条 会員は無断で当アカデミー及び当クラブの名称及び会員名簿等、またその活動主旨・活動内容を利用して、個人や他の特定団体の利益等を目的とした宣伝活動や営業活動を行ってはけません。その他、当クラブの目的を理解し、第 11 条各号に定める行為、当アカデミー及び当クラブの主旨に反する行為等を行ってはけません。

第 7 章 情報管理

(個人情報の保護)

第 15 条 会員の個人情報(住所・氏名・写真・電話番号・FAX 番号・電子メールアドレス等)は、プライバシー保護のため、全会員がその取扱いには十分注意し、会員以外の第三者に名簿を譲渡もしくは売却し、またはその内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表してはいけません。

1) 当アカデミーは、当アカデミーが保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、当アカデミーが別途定める個人情報保護方針に従い、当該個人情報を適切に取り扱うものとします。

第 8 章 知的財産

(知的財産の帰属)

第 16 条 当アカデミーが創作するすべての著作物、ノウハウ、アイデア、発明、考案、意匠、商標等に関する権利は、当アカデミーに帰属します。

(知的財産の保護)

第 17 条 当アカデミーが作成し発行する全ての資料・データ等については、無断で他の媒体に掲載し、第三者に譲渡もしくは売却し、または公表してはいけません。

第 9 章 損害賠償等

(損害賠償)

第 18 条 会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当アカデミーが損害を受けた場合、当該会員は、当アカデミーが受けた損害を当アカデミーに賠償することとします。

(免責)

第 19 条 当アカデミーは、会員に提供するサービスの利用により発生した会員の損害等に対し、第 16 条第 2 項に定める場合および当アカデミーの故意または重過失による場合を除き、いかなる理由によ

っても損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。

第 10 章 残存条項

(残存条項)

第 20 条 退会した場合または会員資格が停止もしくは解除された場合であっても、第 13 条、から第 20 条までの本条の規定は有効に存続するものとします。

第 11 章 その他

(準拠法)

第 21 条 本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

(裁判管轄)

第 22 条 当アカデミーおよび会員は、当アカデミーと会員の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

(規定の追加)

第 23 条 本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、順次当アカデミーが定めるものとします。

附則

本規約は 2015 年 9 月 1 日より実施します